



うるま市教育大綱



令和4年7月

うるま市

目次 - contents -

1. 教育大綱について	1
2. うるま市の教育目標・教育の基本施策	2
3. 基本施策	3
1 幼児教育・保育の充実	
2 生きる力を育む学校教育の充実	
3 学校教育施設の充実	
4 青少年健全育成の推進	
5 生涯学習の充実	
6 スポーツ・ライフの推進	
7 文化・芸術の振興	
8 文化財の保存・活用の推進	

1. 教育大綱について

1 教育大綱の根拠・役割

この大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもので、市長と教育委員会が総合教育会議において協議・調整し、市長が定めるものです。

本市の将来像である「愛しています 住みよいまち うるま」を実現すべく、教育目標である「郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり」を掲げ、市長と教育委員会が認識を共有し、本市教育のより一層の振興と充実を目指し、総合的な教育施策の方針を定めるものです。

2 大綱の位置づけ

大綱は、うるま市の最上位計画である「第2次うるま市総合計画・後期基本計画」を踏まえて、市長と教育委員会が十分な協議を経て定めた、本市の教育行政に関する基本理念や方向性を示しています。また、教育委員会では、時代の要請や社会の変化を的確にとらえ、積極的かつ柔軟に教育を執り行うため、この大綱を踏まえ、毎年度、「教育行政方針」を決定します。



3 対象期間

大綱の対象期間は、「第2次うるま市総合計画・後期基本計画」の計画期間にあわせ、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までとします。

ただし、国の教育振興基本計画の見直しや、うるま市における関連する各種計画の見直しなど、教育を取り巻く環境や社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 策定にあたって

大綱の構成にあたっては、次の(1)～(3)を考慮しました。

- (1) 市長の教育に関する考えや公約を踏まえて策定します。
- (2) 市総合計画の教育に係る施策を中心に、関連する事項を踏まえて策定します。
- (3) 大綱は教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し定めます。

2. うるま市の教育目標・教育の基本施策

1 うるま市の教育目標

郷土に誇りをもち、未来を拓く人づくり

めざす子供像

「生きる力」を身に付け高い志をもった「うるまっ子」

2 教育の基本施策

基本施策 1 幼児教育・保育の充実

基本施策 2 生きる力を育む学校教育の充実

基本施策 3 学校教育施設の充実

基本施策 4 青少年健全育成の推進

基本施策 5 生涯学習の充実

基本施策 6 スポーツ・ライフの推進

基本施策 7 文化・芸術の振興

基本施策 8 文化財の保存・活用の推進

3. 基本施策

基本施策 1 幼児教育・保育の充実

健全な人間形成の基礎を培う幼児教育・保育を実現し、子どもたちに健康・安全で文化的な生活、豊かな遊びを保障することで、心身の調和のとれた発達を目指します。

- 基本方針 (1)多様な幼児教育・保育を充実させます。
(2)保育所等・小学校を連携します。

基本施策 2 生きる力を育む学校教育の充実

豊かな心とたくましい体を育み、望ましい生活習慣や食習慣等を形成します。予測困難な社会の変化に柔軟に対応できる幅広い知識と柔軟な思考力を身に付け、すべての人の個性を認め合い、協働して新たな価値を見出していこうとする姿勢を身に付けた国際性に富む子どもを育成します。

- 基本方針 (1)学力向上を図ります。
(2)きめ細やかな指導・支援・相談体制の充実を図ります。
(3)児童生徒の心と体づくりに取り組みます。
(4)教育環境を整備・充実させます。
(5)地域と共にある信頼される学校づくりを推進します。
(6)組織的・機動的な学校づくりを推進します。

基本施策 3 学校教育施設の充実

児童生徒が安全・安心で良好な環境の中で学ぶことができるよう、学校における施設・設備の適切な維持管理や計画的な改修・改築を行います。

- 基本方針 (1)学校教育施設を整備・充実させます。

基本施策4 青少年健全育成の推進

学校、家庭、地域社会が連携して、青少年の健全育成に地域ぐるみで関わり、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに成長できるまちを目指します。

- 基本方針 (1)青少年健全育成支援体制を整備します。
- (2)青少年の健全育成・自立を支援します。

基本施策5 生涯学習の充実

市民それぞれのライフステージやライフスタイルに応じ、生涯にわたって生きがいを持てるように、生涯学習活動機会を提供し、生涯学習・社会教育環境の充実を目指します。

- 基本方針 (1)生涯学習の環境を整えます。
- (2)図書館の活用を推進します。
- (3)学んだ成果を地域社会に活かします。

基本施策6 スポーツ・ライフの推進

市民がスポーツに親しみ、健康の維持・増進と競技力向上に取り組むとともに、スポーツ関係団体の運営支援や組織力強化支援に取り組み、良好なスポーツ環境を提供します。また、スポーツによる地域活性化及び市民一人ひとりが自主的、主体的にスポーツ・運動に親しむことができるまちを目指します。

- 基本方針 (1)様々な主体と連携しスポーツが生活にとけ込むまちづくりを目指します。
- (2)スポーツ環境を整備・充実させます。
- (3)スポーツに気軽に参加できる機会を確保します。
- (4)競技スポーツの強化・向上を推進します。

基本施策 7 文化・芸術の振興

市民が優れた文化芸術に親しみ、触れる機会を充実させることにより、教養や感性を深め、多様な価値観が尊重されることにより心豊かな社会形成を目指します。また、長い年月をかけて今に受け継がれてきた伝統芸能の保存・継承及び地域文化の振興を図ります。

- 基本方針 (1)市民文化活動を推進し文化芸術に親しむ機会を提供します。
(2)文化施設・設備を有効利用します。

基本施策 8 文化財の保存・活用の推進

文化財を次世代へ継承するため、企画展示・体験学習・各種イベントなどの機会を通して市民の文化財に対する意識や関心を高めます。また、文化財の保存・活用を推進し、郷土に愛着と誇りのもてるまちづくりを目指します。

- 基本方針 (1)文化財を保護します。
(2)文化財を活用していきます。